

入院のご案内



入院日時 月 日 () 時

川崎医療生活協同組合 川崎協同病院

日本医療機能評価機構認定病院

厚生労働省基幹型臨床研修指定病院

当院は、全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）ならびに日本医療福祉生活協同組合（医療福祉生協連）に加盟し、その「綱領」と「いのちの章典」に掲げる、平和で公正な社会の実現を目指しています。

民医連綱領

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日 全日本民主医療機関連合会

医療福祉生協のいのちの章典（抜粋）

「いのちの章典」は、憲法をもとに人権が尊重される社会と社会福祉の充実をめざす、私たちの権利と責任を明らかにしたものです。

いのちとくらしを守り健康をはぐくむための権利と責任

- 自己決定に関する権利
- 自己情報コントロールに関する権利
- 安全・安心な医療・介護に関する権利
- アクセスに関する権利
- 参加と協同

2013年6月7日 日本医療福祉生活協同組合連合会

川崎協同病院 理念と基本方針

当院は全日本民医連、医療福祉生協連に加盟し、その理念に基づき医療活動を行っています。

理念

私たちは、無差別・平等の医療・福祉を地域の皆さまとともにすすめます。

基本方針

(1)医療連携により、かかりやすく質の高い医療を行います。

かかりつけ機関としての外来医療、在宅診療、保健予防活動から、専門的な入院医療、リハビリテーションによる社会復帰までを、診療所や老人保健施設と連携しておこないます。地域の医療機関や介護施設との連携のもと、いつでも対応できる質の高い救急医療をおこないます。高齢者医療・福祉、母子医療・保健に積極的にとりくみます。

(2)安全で信頼される医療を行います。

安全で質の高い医療を提供するために、チーム医療を徹底して追求します。医療福祉生協連の「いのちの章典」を実践し、インフォームド・コンセントを重視した医療を患者サポートセンターとともにすすめます。無料低額制度や差額室料なしなど患者さまの負担軽減をはかるとともに医療費無料化の運動をすすめます。

(3)職員にとって働き甲斐のある職場をつくり、患者さまが安心して快適に療養できる医療現場を実現します。

(4)臨床研修病院として、国民の求める医師・医療従事者の養成を行います。

(5)安心してらせるまちづくりをすすめます。生協組合員をはじめ地域の人々と手を携えて、安心して子どもを産み育てられ、お年寄りがいつまでも住み続けられるまちづくりをすすめます。誰もが健康で平和な生活をおくれるように、憲法をまもる運動と社会保障の充実にとりくみます。

2015年10月13日 川崎医療生活協同組合 川崎協同病院

川崎協同病院 患者の権利に関する宣言

1.良質の医療を受ける権利があります。

社会的な地位・国籍・宗教などによって差別されることなく適切な医療を公平に受ける権利があります。

最善の効果が得られるよう、現在の医学水準に従い安全な医療を受ける権利があります。

継続性のある医療を受ける権利があります。

2.患者は自己決定の権利があります

十分な説明と情報提供を受けた上で自分自身に関わる自由な決定を行う、自己決定の権利があります。

いかなる診断手続きや治療を受けることを承諾する、または拒否する権利があります。

検査や治療の目的、見込まれる結果、行わない場合に予測されることがはっきり理解できるように説明を求める権利があります。

3.患者は個人情報保護される権利があります。

すべての個人情報の秘密を病院は守ります。診療過程などで得られた個人情報の秘密が守られる権利があります。

4.患者は情報の開示を求める権利があります

診療録に記載された自己の情報を受ける権利を有します。また十分な説明および開示をもとめることができます。

5.患者は選択の自由の権利があります。

医師や病院、あるいは保健サービスを自由に選択し、変更する権利があります。

医療のどの段階でも別の医師の意見を求める権利があります。

6.患者は個人の尊厳が守られる権利があります。

文化および価値観が尊重され、医療の現場においては常に尊重されるものです。

2022年2月22日 川崎医療生活協同組合 川崎協同病院

■ 目次

■ 民医連綱領	
■ 医療福祉生協のいのちの章典	
■ 川崎協同病院 理念と基本方針	
■ 入院手続にお持ちいただくもの	5
■ 入院するときにお持ちいただくもの 持物	5
■ 治療に関するご案内	6
■ 入院中の生活	6
■ 面会のご案内	6
■ 売店のご案内	6
■ 会計のご案内	7
◆ 退院の会計	
◆ 入院中の会計	
◆ 支払方法	
◆ レンタル料の支払	
■ 療養の給付と直接関係のないサービスの料金表	7
■ 高額療養費制度のご案内	8
■ 医療安全に関わるご案内	9
◆ 医療が適切かつ安全に実施されるためのお願い	9
◆ 患者相談室のご案内	9
◆ 転倒転落防止のための確認項目	10
◆ 川崎協同病院個人情報保護方針	10
■ 歯科診療のご案内	11
■ 添付文書	
◎ 入院同意書	
◎ 入院共通問診票	
◎ 入院一般問診票（当院に始めて入院する方または前回入院から6か月以上経過している方）	
◎ 生活状況問診票（入院一般問診票の回答内容により該当する方）	
◎ 抗菌薬投与のためのアレルギーチェック問診票	
◎ 入院期間の確認と退院証明書の提出について（3か月以内に当院以外の医療機関に入院した方）	
◎ 医療・ケアの希望確認票〔患者本人用〕	

■入院手續にお持ちいただくもの

- 診察券
- 健康保険証（マイナンバーカードの取扱いはしていません）
- 限度額適用認定証* または限度額適用認定証・標準負担額減額認定証*
- 介護保険証
- 入院時提出書類
 - 入院同意書 ○入院共通問診票など各種問診票 ○医療・ケア希望票など
 - 以下の書類をお持ちの方はご持参ください。-
 - 説明と同意書 ○診療情報提供書 ○退院証明書（3ヵ月以内に退院があった方）
- 現在使用中のお薬
- お薬手帳
- 保証金：保証金額は健康保険の負担割合によって異なります（右表）。

保証金一覧表	
負担割合	保証金額
10割負担	100,000円
3割負担	30,000円
2割負担	20,000円
1割負担	10,000円
0割負担	0円

*限度額適用認定証について

入院の際「限度額認定証」を提示していただくと、入院時、1ヵ月（暦日）の医療費のお支払いが自己負担限度額までとなります。詳細は⑧ページの高額療養費制度のご案内をご参照ください。

■入院するときにお持ちいただくもの 持物

- 衣類 ●タオル [ハンドタオル・フェイスタオル・バスタオルなど] ●入浴セット [シャンプー・リンス・ボディソープなど]
- ティッシュペーパー ●口腔ケアセット [歯ブラシ・コップ・義歯用ブラシ・義歯洗浄剤・義歯ケースなど]
- おむつセット [紙おむつ・清拭シート]
- 肌着・下着 ●上履き（つま先かかとが隠れるもの） ●イヤホン

*●印の物は、当院で「入院セット」としてレンタルできます。詳細は別紙の「入院セット（CSセット）のご案内」をご参照ください。そのほか、必要不可欠なものは各自ご持参ください。上記の物の一部は当院1階の売店でもお求めいただけます。

*紛失防止のため、個人の持ち物には名前をご記入ください。

*火器・刃物などの危険物の持ち込みは一切禁止させていただきます。

■治療に関するご案内

- 主治医から病気や検査、治療について説明します。
- 適切な医療を提供するため、ご自身の健康に関する情報を医師や看護師にできるだけ詳しくお話しください。
- 他の医療機関のセカンドオピニオン（第二の意見）を希望される方はお申し出ください。
- 当院は厚生労働省基幹型臨床研修指定病院です。研修医が主治医（指導医）の指導の下で担当することがありますのでご了承ください。
- 入院中の外来受診は原則、認められていません。外来受診が必要な場合は、必ず主治医にご相談ください。
- 手術前の口腔ケア、歯のクリーニングは、手術後の発熱発生率、肺炎発生率を大幅に減少させ、手術後の肺炎による死亡率も大幅に減少させることから、当法人の歯科と連携し周術期口腔機能管理を行わせていただきますので、ご承知ください。

■臓器提供意思表示カード（ドナーカード）の取扱い

- お持ちの方は職員にお申し出ください。

■入院中の生活



6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
点灯		朝食				昼食						夕食				消灯

- 病状などにより、給食の有無、提供時間が異なる場合があります。原則として、給食以外は召上がらないようお願いします。
- 現金・貴重品は必ず床頭台に設置したセーフティボックスに保管し、ご自身で管理するようお願いいたします。盗難・紛失・破損などがあっても当院は責任を負いかねますので、貴重品や多額の現金の持ち込みはご遠慮ください。
- 携帯電話などの通信機器はマナーモードに設定し、指定場所以外での通話はお控えください。
- 当院の敷地内は完全禁煙です。当院周辺での喫煙も固くお断りしています。入院中の禁煙にご協力ください。
- 入浴、シャワー浴、洗髪については主治医の許可が必要です。詳しくは看護師にお尋ねください。
- 外出・外泊については主治医の許可が必要です。詳しくは看護師にお尋ねください。
- テレビ、冷蔵庫は専用のカードで利用いただけます。各病棟の販売機でお求めください。なお、退院などにより不要になったカードは1階の専用機で清算いただけます。テレビを視聴する際は、イヤホンをご利用ください。
- 洗濯はコインランドリーご利用ください（利用時間 8:00-20:00）。このほかに、洗濯業者もご案内できます。
- 当院駐車場は、入院中は利用できませんのでご了承ください。
- あらかじめ非常口をご確認ください。災害発生時は職員が誘導します。
- 当院の機能上、病状によって病室を移動していただくことがありますので、ご了承ください。なお、全室差額はいただきません。

*医師や看護スタッフなどが説明する入院生活上のきまりを守っていただきますようお願いいたします。守れない場合には入院の継続が難しいこともありますのでご了承ください。

■面会のご案内

- 面会時間はお守りください。

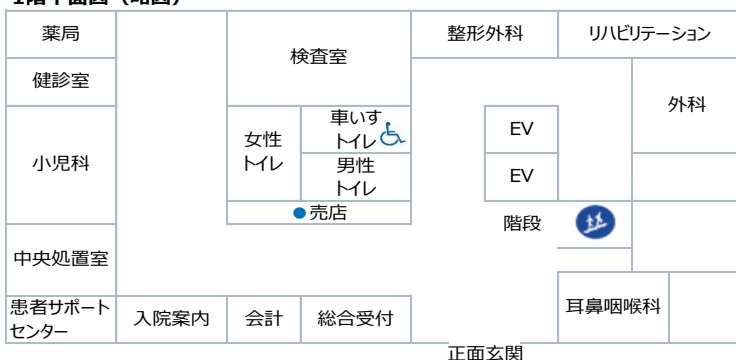
平日	14:00 -	20:00
土日祝日	11:00 -	20:00

- 面会者は1階の総合受付で「面会証」を受け取り、職員に見えるように身に付けてください。
- ご家族以外のお子様連れや大勢での面会をご遠慮ください。
- 感染予防上の観点より、生花などの植物を病室へ持ち込むことはできませんのでご了承ください。
- 上記にかかわらず、入院されている方の病状や、感染症流行期などは、面会を禁止することがありますのでご了承ください。

■売店のご案内

- 売店は1階です。営業時間は9:30-17:30（営業時間が異なる場合があります。詳細は売店にお問い合わせください）

1階平面図（略図）



各階配置図

7F	
6F	6階病棟・血液浄化センター
5F	5階病棟
4F	4階病棟・医療安全管理室・患者相談室
3F	南3階病棟・北3階病棟
2F	南2階病棟・北2階病棟・放射線科・内視鏡室
1F	総合受付・入院案内・検査室・売店

■ 会計のご案内

◆ 退院の会計

- 事前に概算額をお知りになりたい方は、病棟事務員までお尋ねください。
- 事情により退院当日に請求額が確定しない場合があります。その際は、病棟事務員よりお支払についてご案内します。

◆ 入院中の会計

- 毎月 11 日と 26 日頃に診療料金を請求させていただきます。お支払は 1 階総合受付会計窓口にてお願いします。請求内容について不明な点がありましたら、総合受付事務員までお問い合わせください。

*入院費の計算は健康保険法などの定めにより、午前 0 時を起点に日数を計算します。(1 泊 2 日の入院の場合、入院料は 2 日分の計算となります)

◆ 支払方法

- 診療費のお支払は、総合受付会計窓口 (9:00-17:00) でお願いします。以下のいずれかでお支払いいただけます。
 - 現金 ○クレジットカード：VISA・Master Card ○ゆうちょ銀行口座への振り込み
- 領収書は確定申告 (所得税医療控除の申告)、高額療養費の申請などに必要となりますので、大切に保管してください。なお、領収書の再発行はいたしません。

◆ レンタル料の支払

- レンタル用品 (入院セット) のお支払いは、当院が委託している専門の業者が指定する方法によりお支払いください。

■ 療養の給付と直接関係のないサービスの料金表

項目	内容	単位	一般	生協組合員
診断書		1通	2,200	1,760
生命保険診断書	入院証明書、厚生年金診断書、外国語診断書、身体障害者診断書、保健用死亡診断書	1通	5,500	4,400
証明書	難病証明書、入浴証明書 等	1通	1,100	880
登園 (登校) 許可証		1通	550	550
医療費支払証明書		1通	550	440
申請書	被爆者健康管理手当申請書、装具交付意見書、自立支援医療診断書、等	1通	2,200	1,760
死亡診断書	役所用死亡診断書	1通	3,300	2,640
三角巾		1枚	384	384
弾性ストッキング		1枚	1,672	1,672
食事用エプロン (1箱80枚)		1箱	634	634
エンゼルケア		-	11,000	11,000
エンゼルケア浴衣		1着	1,925	1,925
コピー		1枚	33	33
郵送	普通郵便。形式・重量に応じた金額			
血液型検査		1回	528	528
施設入所用検査	検査内容に応じた金額			
付添者用寝具		1日	220	220
付添者用給食		1食	561	561
洗濯	患者本人の私物を洗濯する場合の料金	1回	495	495

*料金は変更になる可能性があります。詳細は 1 階総合受付にお問い合わせください。

■高額療養費制度のご案内

長期入院や、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。このため、負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります（ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりません）。

■高額療養費制度区分表

●70歳未満の方

区分	保険種別	所得・標準報酬月額	自己負担限度額 単位＝円	多数該当 単位＝円
ア	国民健康保険	所得901万円超	252,600+（総医療費-842,000）×1%	140,100
	社会保険	月額83万円以上		
イ	国民健康保険	所得600万-901万円以下	167,400+（総医療費-558,000）×1%	93,000
	社会保険	月額53万-79万円以下		
ウ	国民健康保険	所得210万-600万円以下	80,100+（総医療費-267,000）×1%	44,400
	社会保険	月額28万-50万円以下		
エ	国民健康保険	所得210万円以下	57,600	44,400
	社会保険	月額26万円以下		
オ	被保険者が市区町村民税の非課税者等		35,400	24,600

●70歳以上の方

区分	保険種別	所得・標準報酬月額	自己負担限度額 単位＝円	多数該当 単位＝円
現役並Ⅲ	国民健康保険	所得690万円超	252,600+（総医療費-842,000）×1%	140,100
	社会保険	月額83万円以上		
現役並Ⅱ	国民健康保険	所得380万-690万円未満	167,400+（総医療費-558,000）×1%	93,000
	社会保険	月額53万-79万円以下		
現役並Ⅰ	国民健康保険	所得145万-380万円未満	80,100+（総医療費-267,000）×1%	44,400
	社会保険	月額28万-50万円以下		
一般	国民健康保険	所得145万円未満	57,600	44,400
	社会保険	月額26万円以下		
区分2	被保険者が市区町村民税の非課税者等		24,600	24,600
区分1	被保険者が市区町村民税の非課税者等		15,000	15,000

- 国民健康保険の所得は、各種所得金額の合計から基礎控除を差し引いた金額（世帯合計）です。
- 所得・標準報酬月額が区分アまたはイに該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、自己負担限度額は区分アまたはイの該当となります。
- 総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。
- 同一世帯で1年間（診療月を含めた直近12ヵ月）に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担限度額が変わります（多数該当）。
- 食事療養費は区分ア-エは1食460円、区分オは1食210円で、区分2は1食210円、区分1は1食100円です。別に申請することで食事療養費が減額される制度があります。

■高額療養費制度の申請先

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険：市区町村の保険年金課
- 社会保険：社会保険事務所、健康保険組合または、お勤めの会社

*申請は速やかにしていただくことをお勧めします。申請以前の月に遡及できず、制度を利用できなくなりますのでご注意ください。

■ 医療安全に関わるのご案内

医療が適切かつ安全に実施されるためのお願い

安全な医療を提供するために職員は日々努力していますが、医療が適切かつ安全に実施されるためには、それだけでは不十分であり、入院される方の積極的な参加が必要です。

1. 本人確認のために、以下にご協力ください。

①リストバンドの着用

お名前の書かれたリストバンドを入院時に着用ください。

②氏名はフルネームで

検査・処置・診察などを受ける前には必ず職員に氏名をフルネームで名乗ってください。生年月日を教えていただくこともあります。

③カルテへの「同姓同名」「類似名」の表示

入院中の方に同姓同名や類似名の方がいる場合は、職員が事前にそのことを説明し、同意を得たうえで、該当する方の診療録などの氏名欄に「同姓同名」あるいは「類似名」と表示します。

2. 職員が説明した内容で処置が行われているかをご確認ください。

ご自身で確認できる点滴や注射などは実施される前に職員と一緒に内容をご確認ください。

3. 歩行時の転倒やベッドなどからの転落に伴うケガをされないために、以下の点にご協力ください。

①体力低下で転倒や転落の危険がある場合には申し出ください。

②ふだんからつまずく方、転倒する方は、入院時に職員にその旨をお申し出ください。職員は通常よりも観察を強化し、患者さまの日常生活能力に応じた用具の使用などを行います。

③転倒や転落の危険性が高い方についてはご家族にご相談させていただきます。患者さまに危険が予想される場合には、ご家族にご協力いただくこともあります。

4. 入院中に行動を制限する場合もあることをご了承ください。

職員は入院中の方の行動を制限しない努力をしています。しかし、目的とする治療および治療上の安全が確保できない場合に限り医師・看護師から十分な説明を行い、ご本人・ご家族に同意を得て身体の拘束などの行動制限をお願いすることがあります。緊急の場合は、説明や同意をいただくことが事後になる場合があります。

5. 医療安全管理室をご利用ください。

当院は医療安全管理室を設置しています。医療の安全に関するお問い合わせは看護師長にお申し出ください。

患者相談室のご案内

患者相談室では、疾病に関する医学的な質問、生活上の不安、入院上の不安、臨床研修医に関する事などについて、患者本人・ご家族からの相談、意見を承っております。これにより何ら不利益を被ることはありませんので、お気軽に活用ください。

受付時間 平日 9:00-17:00 土曜 9:00-12:00

受付場所 4階医療安全管理室・患者相談室 *お近くの職員にお申し出いただいても結構です。



■ 転倒転落防止のための確認項目

入院により、特に高齢者は日常生活動作（ADL）が困難になり、転倒転落が起こりやすくなります。当院は療養環境を整備し、転倒転落の予防に努めています。しかし、環境整備だけでは転倒転落を防ぐことはできません。この点をご理解いただき、以下の注意点をご確認ください。



- ①スリッパやサンダルは脱げやすく、つまずきやすいので、かかとのある靴（リハビリ用の靴など）をご着用ください。
- ②ベッドの上立つことは絶対にしないでください。
- ③ベッドから降りるときはベッド柵につかまって降りてください。点滴スタンドは支えになりません。
- ④ベッドの周囲に不要なもの、不安定なものは置かないようにしてください。転倒の危険が高まります。
- ⑤夜間トイレに行くときは、ベッド上で起き上がり、眼が暗がりに慣れてから動くようにしてください。
- ⑥睡眠剤や血圧降下剤を服用した後はふらつくことがありますので、十分に注意してください。

●入院中の転倒転落を防止するための自己点検表です。自己点検で☑がついた方は、転倒転落の危険性が高くなります。

- 初めての入院である
- 家ではベッドを使用していない
- 初めてのことに慣れるまで時間がかかる
- よく遠慮する
- 最近、転んだことがある
- 暗いと周囲が見えにくくなる
- あまり外出をしない
- 座ったり、立ったりするときに何かにつかまる
- スリッパが滑りやすい
- 寝巻の裾が長い

個人情報保護方針

川崎協同病院（以下、当院）は、住民のみなさまの出資と参加によってつくる、医療生活協同組合の経営する施設です。一人ひとりの「健康でありたい」という願いを、組合員・患者さまとの協力の力で実現を目指す当院は、一人ひとりの『個人』を大切にいたします。

- 1.当院では、診療および施設の運営管理に必要な範囲においてのみ、患者さまの個人情報をお預かりいたします。また、その利用目的に関してはあらかじめ明示いたします。
- 2.当院では、患者さまの個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいを防止するために、安全で正確な管理に努めます。
- 3.当院では、診療および施設の運営に係る業務の一部を外部の業者に委託する場合には、情報管理の徹底した業者を選択すると同時に、患者さまの個人情報が不適切に扱われないように契約をかわします。
- 4.当院では、患者さまの健康および生命を守るために、診療上患者さまの個人情報を第三者に提供することが求められる場合であっても、その必要性を慎重に吟味し、できる限り患者さまの個人情報を保護するよう努めます。
- 5.当院では、本方針をすべての職員に周知するとともに、常に内容の見直しを行い、継続的な改善を図ります。

*個人情報の保護に関して、病室前、ベッドのネームプレート掲示などについてご要望がありましたら、看護師にお申し出ください。

■入院中の歯科診療のご案内

手術前の口腔ケア、歯のクリーニング（PMTC）は、手術後の発熱発生率、肺炎発生率を大幅に減少させ、手術後の肺炎による死亡率も大幅に減少させることから、医科と歯科が連携し周術期口腔機能管理を行っています。

また、歯科スタッフが口腔内をチェックし、必要な方には、口腔ケア、虫歯や歯周病の治療、入歯の作成・修理・調整など、週 1~2 回のペースで診療します。基本的には病室で診療しますが、移動が可能な方は、生協歯科クリニックの外来で行うこともあります。

■ 歯科診療のながれ

- 歯科医師、歯科衛生士が口腔内をチェックします。
- 口腔チェックの結果をお伝えし、歯科診療の希望を伺います。受診希望の方には治療内容や費用の概算を説明します。
- 健康保険を使用できます。口腔ケアに必要な歯ブラシ、歯磨き剤、保湿剤などは別にご購入いただくことがあります。

■ 料金のめやす

- 周術期等口腔機能管理料に関わる料金のめやす
- ◎ 周術期等口腔機能管理料(1)-手術前 280 点、周術期口腔機能管理計画策定料 300 点、その他処置料など。
約 10,000 円×健康保険負担割合。3 割負担の方は 3,000 円程度です。術前に 1 回診療を行います。
- ◎ 周術期等口腔機能管理料(1)-手術後 280 点、その他処置料など。
約 5,000 円×健康保険負担割合。3 割負担の方は約 1,500 円程度です。術後に 2 回程度診療を行います。
- その他、歯科の治療に関わる料金は内容によって異なりますので、担当する歯科医師、歯科衛生士にお尋ねください。

■ 会計

- 歯科の費用は入院費とは別に、1 月ごとまたは退院時に請求いたします。
- 支払は当歯科クリニックの会計窓口、または、振込をご利用いただけます。



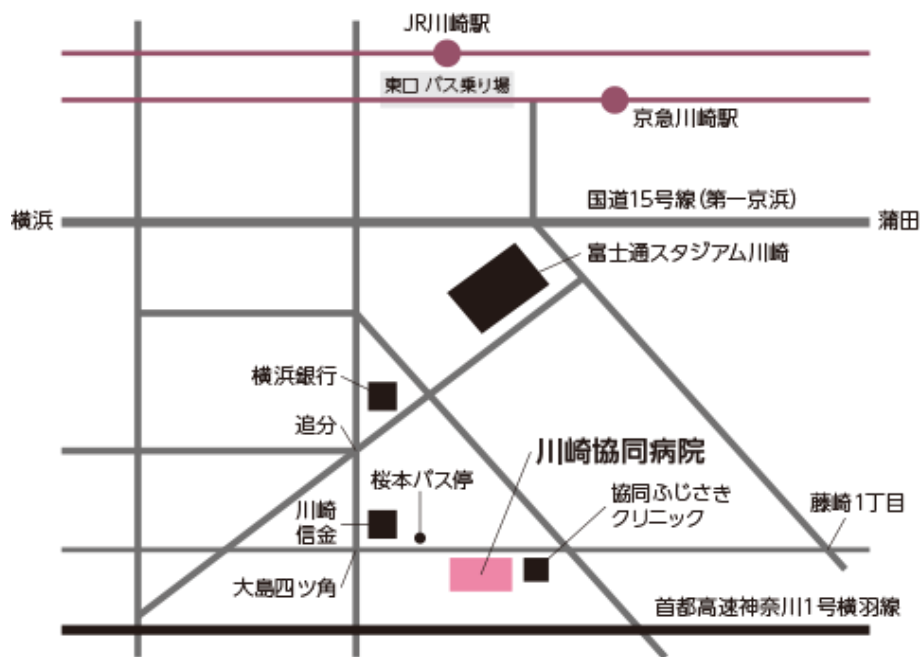
川崎医療生活協同組合
生協歯科クリニック

TEL 044-277-4618

川崎市川崎区桜本 2-1-22

診療時間		月	火	水	木	金	土
9:00-12:00	外来	●	●	●	●	●	●
	訪問	●	●	●	●	●	●
14:00-16:30	外来	●	●	●	●	●	●
	訪問	●	●	●	●	●	●
17:00-19:00	外来	-	●	●	●	-	-

*第1土曜日の午後と第3金曜日の午後は休診です。



●バスをご利用の方は川崎駅東口から 川 23 系統大師行に乗車、桜本バス停で下車してください。

川崎医療生活協同組合 川崎協同病院
 〒210-0833 川崎市川崎区桜本 2-1-5
<https://www.kawasaki-kyodo.jp/>
 入院に関するお問い合わせ先
 患者サポートセンター 044-266-2119



Wi-Fi きょうどう HP

ネットワークID ●kyodo4781a ●kyodo4781g パスワード kyo299do4781